

# 阿見町地域防災計画の一部修正について(令和3年3月)

## 修正項目

1. 災害時配備体制の変更に係る表記の修正
2. 災害危険区域内にある要配慮者施設の指定
3. 地区防災計画の新規策定

# 1.災害時配備体制の変更に係る表記の修正

## 【地震災害編】第2章災害応急対策計画、第1節初動体制

ページ	現行	修正後
地震 目次	【地震災害編】目次  第2章 災害応急対策計画  (略)  第2 災害対策本部の設置……………42  (略)	【地震災害編】目次  第2章 災害応急対策計画  (略)  第2 災害対策 (警戒) 本部の設置・運営……………42  (略)

# 1.災害時配備体制の変更に係る表記の修正

## 【地震災害編】第2章災害応急対策計画、第1節初動体制

ページ	現行	修正後																																			
地震-39	<p>地震時の非常配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="189 294 357 396">種別</th> <th data-bbox="357 294 616 396">判断基準</th> <th data-bbox="616 294 967 396">配備職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="189 396 357 594">警戒配備体制</td> <td data-bbox="357 396 616 594">○町内で震度4を観測したとき (※) (略)</td> <td data-bbox="616 396 967 594">警戒配備職員をもって、災害発生に備える体制とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="189 594 357 822">第1非常配備体制</td> <td data-bbox="357 594 616 822">○町内で震度5弱を観測したとき (※) (略)</td> <td data-bbox="616 594 967 822">災害対策関係課および管理職級以上の職員を持って被害に対処する体制とする。(所属する職員のおおむね1/5を配備)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="189 822 357 1090">第2非常配備体制</td> <td data-bbox="357 822 616 1090">○町内で震度5強を観測したとき (※) (略)</td> <td data-bbox="616 822 967 1090">所属する職員のおおむね1/2をもって被害に対処する体制とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="189 1090 357 1329">第3非常配備体制</td> <td data-bbox="357 1090 616 1329">○震度6弱以上を観測したとき (※) (略)</td> <td data-bbox="616 1090 967 1329">全職員をもって被害に対処する体制とする。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	判断基準	配備職員	警戒配備体制	○町内で震度4を観測したとき (※) (略)	警戒配備職員をもって、災害発生に備える体制とする。	第1非常配備体制	○町内で震度5弱を観測したとき (※) (略)	災害対策関係課および管理職級以上の職員を持って被害に対処する体制とする。(所属する職員のおおむね1/5を配備)	第2非常配備体制	○町内で震度5強を観測したとき (※) (略)	所属する職員のおおむね1/2をもって被害に対処する体制とする。	第3非常配備体制	○震度6弱以上を観測したとき (※) (略)	全職員をもって被害に対処する体制とする。	<p>地震時の非常配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="994 294 1163 396">種別</th> <th data-bbox="1163 294 1406 396">判断基準</th> <th data-bbox="1406 294 1802 396">配備職員</th> <th data-bbox="1802 294 1895 396">本設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="994 396 1163 601">警戒配備体制</td> <td data-bbox="1163 396 1406 601">○町内で震度4を観測したとき (※) (略)</td> <td data-bbox="1406 396 1802 601"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町長、副町長、教育長、各部長</li> <li>・各部長が指名する職員</li> <li>・防災危機管理課の職員</li> </ul> </td> <td data-bbox="1802 396 1895 601">警戒本部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="994 601 1163 829">第1非常配備体制</td> <td data-bbox="1163 601 1406 829">○町内で震度5弱を観測したとき (※) (略)</td> <td data-bbox="1406 601 1802 829">(警戒配備体制に加え)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・課長等</li> <li>・各課長等が指名する職員</li> </ul> </td> <td data-bbox="1802 601 1895 829">警戒本部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="994 829 1163 1093">第2非常配備体制</td> <td data-bbox="1163 829 1406 1093">○町内で震度5強を観測したとき (※) (略)</td> <td data-bbox="1406 829 1802 1093">(第1非常配備体制に加え)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・係長以上</li> <li>・各課長等が指名する職員</li> <li>・避難所直行職員は各避難所へ直行する</li> </ul> </td> <td data-bbox="1802 829 1895 1093">災害対策本部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="994 1093 1163 1329">第3非常配備体制</td> <td data-bbox="1163 1093 1406 1329">○震度6弱以上を観測したとき (※) (略)</td> <td data-bbox="1406 1093 1802 1329"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員</li> </ul> </td> <td data-bbox="1802 1093 1895 1329">災害対策本部</td> </tr> </tbody> </table>	種別	判断基準	配備職員	本設置	警戒配備体制	○町内で震度4を観測したとき (※) (略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長、副町長、教育長、各部長</li> <li>・各部長が指名する職員</li> <li>・防災危機管理課の職員</li> </ul>	警戒本部	第1非常配備体制	○町内で震度5弱を観測したとき (※) (略)	(警戒配備体制に加え) <ul style="list-style-type: none"> <li>・課長等</li> <li>・各課長等が指名する職員</li> </ul>	警戒本部	第2非常配備体制	○町内で震度5強を観測したとき (※) (略)	(第1非常配備体制に加え) <ul style="list-style-type: none"> <li>・係長以上</li> <li>・各課長等が指名する職員</li> <li>・避難所直行職員は各避難所へ直行する</li> </ul>	災害対策本部	第3非常配備体制	○震度6弱以上を観測したとき (※) (略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員</li> </ul>	災害対策本部
種別	判断基準	配備職員																																			
警戒配備体制	○町内で震度4を観測したとき (※) (略)	警戒配備職員をもって、災害発生に備える体制とする。																																			
第1非常配備体制	○町内で震度5弱を観測したとき (※) (略)	災害対策関係課および管理職級以上の職員を持って被害に対処する体制とする。(所属する職員のおおむね1/5を配備)																																			
第2非常配備体制	○町内で震度5強を観測したとき (※) (略)	所属する職員のおおむね1/2をもって被害に対処する体制とする。																																			
第3非常配備体制	○震度6弱以上を観測したとき (※) (略)	全職員をもって被害に対処する体制とする。																																			
種別	判断基準	配備職員	本設置																																		
警戒配備体制	○町内で震度4を観測したとき (※) (略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長、副町長、教育長、各部長</li> <li>・各部長が指名する職員</li> <li>・防災危機管理課の職員</li> </ul>	警戒本部																																		
第1非常配備体制	○町内で震度5弱を観測したとき (※) (略)	(警戒配備体制に加え) <ul style="list-style-type: none"> <li>・課長等</li> <li>・各課長等が指名する職員</li> </ul>	警戒本部																																		
第2非常配備体制	○町内で震度5強を観測したとき (※) (略)	(第1非常配備体制に加え) <ul style="list-style-type: none"> <li>・係長以上</li> <li>・各課長等が指名する職員</li> <li>・避難所直行職員は各避難所へ直行する</li> </ul>	災害対策本部																																		
第3非常配備体制	○震度6弱以上を観測したとき (※) (略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員</li> </ul>	災害対策本部																																		

# 1.災害時配備体制の変更に係る表記の修正

## 【地震災害編】第2章災害応急対策計画、第1節初動体制

ページ	現行	修正後												
地震-42	<p><b>第2 災害対策本部の設置・運営</b> (略)</p> <p>1. 阿見町災害対策本部の設置等</p> <table border="1" data-bbox="189 475 929 532"> <tr> <td>実施担当</td> <td>各班、防災関係機関</td> </tr> </table> <p>(1) 設置・廃止の判断、通知等 震度による自動設置以外の判断基準による場合は、以下の要領で判断する。</p> <p>1) 町民生活部長又は防災危機管理課長からの状況報告等をふまえて、町長が設置又は廃止を判断する。ただし、町長が不在等の場合は、副町長→教育長→町民生活部長の順に代決する。</p> <p>2) 部長は、災害対策本部設置の必要があると認めるときは、町民生活部長を通じて町長に打診する。</p> <p style="text-align: center;">阿見町災害対策本部（地震災害）の設置、廃止基準</p> <table border="1" data-bbox="175 996 942 1118"> <tr> <td>設置基準</td> <td>① 町域で震度5強以上を観測したとき【自動設置】 ② その他、町長が必要と認めるとき</td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td>災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと町長（本部長）が認めるとき</td> </tr> </table> <p>(2) 設置・廃止の通知 本部を設置又は廃止した場合、町（本部班）は、県知事、阿見町防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに、住民に広報する。 また、設置の通知の際は、必要に応じて防災関係機関に本部連絡員の派遣を要請する。</p>	実施担当	各班、防災関係機関	設置基準	① 町域で震度5強以上を観測したとき【自動設置】 ② その他、町長が必要と認めるとき	廃止基準	災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと町長（本部長）が認めるとき	<p><b>第2 災害対策（警戒）本部の設置・運営</b> (略)</p> <p>1. 阿見町警戒本部の設置等</p> <table border="1" data-bbox="1012 475 1760 532"> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部班</td> </tr> </table> <p>(1) 設置・廃止の判断、通知等 震度による自動設置以外の判断基準による場合は、以下の要領で判断する。</p> <p>1) 防災危機管理課長からの状況報告等をふまえて、町民生活部長が設置又は廃止を判断する。</p> <p>2) 各部長は、災害対策本部設置の必要があると認めるときは、町民生活部長を通じて町長に打診する。</p> <p style="text-align: center;">阿見町警戒本部（地震災害）の設置、廃止基準</p> <table border="1" data-bbox="1016 903 1846 1053"> <tr> <td>設置基準</td> <td>① 町域で震度4、震度5弱を観測したとき【自動設置】 ② その他、町民生活部長が必要と認めるとき</td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td>災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと町民生活部長が認めるとき</td> </tr> </table> <p>(2) 設置・廃止の通知 本部を設置又は廃止した場合、町（本部班）は、県知事、阿見町防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに、住民に広報する。</p>	実施担当	本部班	設置基準	① 町域で震度4、震度5弱を観測したとき【自動設置】 ② その他、町民生活部長が必要と認めるとき	廃止基準	災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと町民生活部長が認めるとき
実施担当	各班、防災関係機関													
設置基準	① 町域で震度5強以上を観測したとき【自動設置】 ② その他、町長が必要と認めるとき													
廃止基準	災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと町長（本部長）が認めるとき													
実施担当	本部班													
設置基準	① 町域で震度4、震度5弱を観測したとき【自動設置】 ② その他、町民生活部長が必要と認めるとき													
廃止基準	災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと町民生活部長が認めるとき													

# 1.災害時配備体制の変更に係る表記の修正

## 【地震災害編】第2章災害応急対策計画、第1節初動体制

ページ	現行	修正後																					
地震-43	<p>(3) 本部室等の設置 本部室は本庁舎に設置するが、被災等で使用できない場合は、①水道事務所、②中央公民館、③その他の施設の順に代替施設を確保する。</p> <p style="text-align: center;">阿見町災害対策本部諸室の設置候補</p> <table border="1" data-bbox="233 594 906 763"> <tr> <td>本部員会議室</td> <td>本庁舎 301 会議室</td> </tr> <tr> <td>本部事務局室</td> <td>本庁舎 305・306 議室</td> </tr> <tr> <td>外部連絡員待機室</td> <td>本庁舎 302・303 会議室</td> </tr> <tr> <td>プレスセンター</td> <td>本庁舎 2階打合せコーナー</td> </tr> </table>	本部員会議室	本庁舎 301 会議室	本部事務局室	本庁舎 305・306 議室	外部連絡員待機室	本庁舎 302・303 会議室	プレスセンター	本庁舎 2階打合せコーナー	<p>(3) 警戒本部室等の設置 警戒本部室は、防災危機管理課に設置する。</p> <p>(4) 本部の組織 本部員、部及び班等を組織する。</p> <table border="1" data-bbox="1020 494 1798 622"> <tr> <td rowspan="3">本部員</td> <td>本部長</td> <td>町長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副町長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本部付</td> <td>各部長</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↑</p> <table border="1" data-bbox="1118 665 1823 751"> <thead> <tr> <th>部局</th> <th>班名</th> <th>構成組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部事務局</td> <td>本部班</td> <td>防災危機管理課</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">阿見町警戒本部の組織構成等</p> <p>(5) 本部員会議 災害対策の基本方針及び重要事項等の決定、総合調整等を行うため、本部長は必要に応じ、本部員会議を開催する。本部員会議は、本部長、副本部長、本部付で構成し、本部長が議長をつとめる。 また、本部事務局は、本部員への連絡、会議の庶務等を行う。</p> <p>(6) 対応内容 被害の情報収集を行い、各部課の機能を持って、災害の発生の恐れがある場合の準備的対応や災害発生時の災害応急対策を実施する。また、被害状況に応じて、災害対策本部への移行の必要性を判断する。</p> <p>2. 阿見町災害対策本部の設置等 (略)</p>	本部員	本部長	町長	副本部長	副町長、教育長	本部付	各部長	部局	班名	構成組織	本部事務局	本部班	防災危機管理課
本部員会議室	本庁舎 301 会議室																						
本部事務局室	本庁舎 305・306 議室																						
外部連絡員待機室	本庁舎 302・303 会議室																						
プレスセンター	本庁舎 2階打合せコーナー																						
本部員	本部長	町長																					
	副本部長	副町長、教育長																					
	本部付	各部長																					
部局	班名	構成組織																					
本部事務局	本部班	防災危機管理課																					

# 1.災害時配備体制の変更に係る表記の修正

## 【地震災害編】第2章災害応急対策計画、第1節初動体制

ページ	現行	修正後																																																																																																																			
地震-45	<p>(4) 本部の組織 (略)</p> <table border="1" data-bbox="189 448 852 536"> <tr><td>本部長</td><td>町長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>副町長、教育長</td></tr> <tr><td>本部付</td><td>各部長・次長、消防団長、男女共同参画推進室担当者</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="253 565 852 672"> <thead> <tr><th>各局</th><th>班名</th><th>構成組織</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>本部事務局 ◎町民生活部長 ○町長公室長</td><td>本部班</td><td>防災危機管理課、政策秘書課、国体推進室、議会事務局</td></tr> </tbody> </table> <p>↑</p> <p>各部の本部連絡員 (各部の主管班から指名)</p> <table border="1" data-bbox="324 733 852 1248"> <thead> <tr><th>各局</th><th>班名</th><th>構成組織</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>総務部 ◎総務部長 ○会計管理者</td><td>総務班</td><td>総務課、管財課</td></tr> <tr><td></td><td>情報班</td><td>財政課、情報広報課、道の駅整備推進室、会計課</td></tr> <tr><td></td><td>調査班</td><td>税務課、収納課</td></tr> <tr><td>町民保健部 ◎保健福祉部長 ○町民活動推進課長</td><td>町民班</td><td>町民活動推進課、町民課</td></tr> <tr><td></td><td>医療対策班</td><td>健康づくり課</td></tr> <tr><td></td><td>福祉班</td><td>社会福祉課、高齢福祉課、子ども家庭課、国保年金課</td></tr> <tr><td></td><td>環境班</td><td>生活環境課</td></tr> <tr><td></td><td>廃棄班</td><td>廃棄物対策課</td></tr> <tr><td>産業建設部 ◎産業建設部長 ○都市計画課長</td><td>建築班</td><td>都市計画課</td></tr> <tr><td></td><td>土木班</td><td>道路課、都市整備課</td></tr> <tr><td></td><td>農業班</td><td>農業振興課、農業委員会事務局</td></tr> <tr><td></td><td>商工班</td><td>商工観光課</td></tr> <tr><td></td><td>水道班</td><td>上下水道課</td></tr> <tr><td>教育部 ◎教育次長 ○学校教育課長</td><td>避難班</td><td>学校教育課、指導室、生涯学習課、図書館、予科練平和記念館、学校給食センター</td></tr> <tr><td>消防部 ◎消防団長 ○消防副団長</td><td>消防団</td><td>防災危機管理課 消防団</td></tr> </tbody> </table> <p>◎:部(局)長、○:副部(局)長、太字の班は各部の主管班、太字の課の長は班長</p> <p>(略)</p>	本部長	町長	副本部長	副町長、教育長	本部付	各部長・次長、消防団長、男女共同参画推進室担当者	各局	班名	構成組織	本部事務局 ◎町民生活部長 ○町長公室長	本部班	防災危機管理課、政策秘書課、国体推進室、議会事務局	各局	班名	構成組織	総務部 ◎総務部長 ○会計管理者	総務班	総務課、管財課		情報班	財政課、情報広報課、道の駅整備推進室、会計課		調査班	税務課、収納課	町民保健部 ◎保健福祉部長 ○町民活動推進課長	町民班	町民活動推進課、町民課		医療対策班	健康づくり課		福祉班	社会福祉課、高齢福祉課、子ども家庭課、国保年金課		環境班	生活環境課		廃棄班	廃棄物対策課	産業建設部 ◎産業建設部長 ○都市計画課長	建築班	都市計画課		土木班	道路課、都市整備課		農業班	農業振興課、農業委員会事務局		商工班	商工観光課		水道班	上下水道課	教育部 ◎教育次長 ○学校教育課長	避難班	学校教育課、指導室、生涯学習課、図書館、予科練平和記念館、学校給食センター	消防部 ◎消防団長 ○消防副団長	消防団	防災危機管理課 消防団	<p>(4) 災害対策本部の組織 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1035 439 1731 532"> <tr><td>本部長</td><td>町長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>副町長、教育長</td></tr> <tr><td>本部付</td><td>各部長、消防団長、男女共同参画推進室担当者</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1103 565 1731 776"> <thead> <tr><th>各局</th><th>班名</th><th>構成組織</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>運用部 ◎町民生活部長 ○町長公室長</td><td>本部班</td><td>防災危機管理課、秘書広聴課、議会事務局</td></tr> <tr><td rowspan="3">本部事務局 ◎総務部長 ○総務課長</td><td>総務部</td><td>総務・受援班 総務課、管財課、人事課</td></tr> <tr><td>情報班</td><td>財政課、政策企画課、会計課</td></tr> <tr><td>調査班</td><td>税務課、収納課</td></tr> </tbody> </table> <p>↑</p> <p>各部の本部連絡員 (各部の主管班から指名)</p> <table border="1" data-bbox="1174 838 1731 1293"> <thead> <tr><th>各局</th><th>班名</th><th>構成組織</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>民生支援部 ◎保健福祉部長 ○町民活動課長</td><td>町民班※</td><td>町民活動課、町民課、うずら出張所</td></tr> <tr><td></td><td>医療対策班</td><td>健康づくり課</td></tr> <tr><td></td><td>福祉班</td><td>社会福祉課、高齢福祉課、子ども家庭課、国保年金課、保育所、児童館、地域子育て支援センター</td></tr> <tr><td></td><td>防犯・環境班※</td><td>生活環境課</td></tr> <tr><td></td><td>廃棄班</td><td>廃棄物対策課</td></tr> <tr><td>産業建設部 ◎産業建設部長 ○都市計画課長</td><td>建築班</td><td>都市計画課</td></tr> <tr><td></td><td>土木班</td><td>道路課、都市整備課</td></tr> <tr><td></td><td>物資対策班※</td><td>農業振興課、商工観光課、農業委員会事務局</td></tr> <tr><td></td><td>水道班</td><td>上下水道課</td></tr> <tr><td>避難支援部 ◎教育部長 ○学校教育課長</td><td>避難班</td><td>学校教育課、指導室、生涯学習課、図書館、予科練平和記念館、学校給食センター</td></tr> <tr><td>消防部 ◎消防団長 ○消防副団長</td><td>消防団</td><td>防災危機管理課 消防団</td></tr> </tbody> </table> <p>◎:部(局)長、○:副部(局)長、太字の班は各部の主管班、太字の課の長は班長 ※初動業務の着手までに猶予が見込まれる場合、避難支援部長の指揮により活動する。</p> <p>(略)</p>	本部長	町長	副本部長	副町長、教育長	本部付	各部長、消防団長、男女共同参画推進室担当者	各局	班名	構成組織	運用部 ◎町民生活部長 ○町長公室長	本部班	防災危機管理課、秘書広聴課、議会事務局	本部事務局 ◎総務部長 ○総務課長	総務部	総務・受援班 総務課、管財課、人事課	情報班	財政課、政策企画課、会計課	調査班	税務課、収納課	各局	班名	構成組織	民生支援部 ◎保健福祉部長 ○町民活動課長	町民班※	町民活動課、町民課、うずら出張所		医療対策班	健康づくり課		福祉班	社会福祉課、高齢福祉課、子ども家庭課、国保年金課、保育所、児童館、地域子育て支援センター		防犯・環境班※	生活環境課		廃棄班	廃棄物対策課	産業建設部 ◎産業建設部長 ○都市計画課長	建築班	都市計画課		土木班	道路課、都市整備課		物資対策班※	農業振興課、商工観光課、農業委員会事務局		水道班	上下水道課	避難支援部 ◎教育部長 ○学校教育課長	避難班	学校教育課、指導室、生涯学習課、図書館、予科練平和記念館、学校給食センター	消防部 ◎消防団長 ○消防副団長	消防団	防災危機管理課 消防団
本部長	町長																																																																																																																				
副本部長	副町長、教育長																																																																																																																				
本部付	各部長・次長、消防団長、男女共同参画推進室担当者																																																																																																																				
各局	班名	構成組織																																																																																																																			
本部事務局 ◎町民生活部長 ○町長公室長	本部班	防災危機管理課、政策秘書課、国体推進室、議会事務局																																																																																																																			
各局	班名	構成組織																																																																																																																			
総務部 ◎総務部長 ○会計管理者	総務班	総務課、管財課																																																																																																																			
	情報班	財政課、情報広報課、道の駅整備推進室、会計課																																																																																																																			
	調査班	税務課、収納課																																																																																																																			
町民保健部 ◎保健福祉部長 ○町民活動推進課長	町民班	町民活動推進課、町民課																																																																																																																			
	医療対策班	健康づくり課																																																																																																																			
	福祉班	社会福祉課、高齢福祉課、子ども家庭課、国保年金課																																																																																																																			
	環境班	生活環境課																																																																																																																			
	廃棄班	廃棄物対策課																																																																																																																			
産業建設部 ◎産業建設部長 ○都市計画課長	建築班	都市計画課																																																																																																																			
	土木班	道路課、都市整備課																																																																																																																			
	農業班	農業振興課、農業委員会事務局																																																																																																																			
	商工班	商工観光課																																																																																																																			
	水道班	上下水道課																																																																																																																			
教育部 ◎教育次長 ○学校教育課長	避難班	学校教育課、指導室、生涯学習課、図書館、予科練平和記念館、学校給食センター																																																																																																																			
消防部 ◎消防団長 ○消防副団長	消防団	防災危機管理課 消防団																																																																																																																			
本部長	町長																																																																																																																				
副本部長	副町長、教育長																																																																																																																				
本部付	各部長、消防団長、男女共同参画推進室担当者																																																																																																																				
各局	班名	構成組織																																																																																																																			
運用部 ◎町民生活部長 ○町長公室長	本部班	防災危機管理課、秘書広聴課、議会事務局																																																																																																																			
本部事務局 ◎総務部長 ○総務課長	総務部	総務・受援班 総務課、管財課、人事課																																																																																																																			
	情報班	財政課、政策企画課、会計課																																																																																																																			
	調査班	税務課、収納課																																																																																																																			
各局	班名	構成組織																																																																																																																			
民生支援部 ◎保健福祉部長 ○町民活動課長	町民班※	町民活動課、町民課、うずら出張所																																																																																																																			
	医療対策班	健康づくり課																																																																																																																			
	福祉班	社会福祉課、高齢福祉課、子ども家庭課、国保年金課、保育所、児童館、地域子育て支援センター																																																																																																																			
	防犯・環境班※	生活環境課																																																																																																																			
	廃棄班	廃棄物対策課																																																																																																																			
産業建設部 ◎産業建設部長 ○都市計画課長	建築班	都市計画課																																																																																																																			
	土木班	道路課、都市整備課																																																																																																																			
	物資対策班※	農業振興課、商工観光課、農業委員会事務局																																																																																																																			
	水道班	上下水道課																																																																																																																			
避難支援部 ◎教育部長 ○学校教育課長	避難班	学校教育課、指導室、生涯学習課、図書館、予科練平和記念館、学校給食センター																																																																																																																			
消防部 ◎消防団長 ○消防副団長	消防団	防災危機管理課 消防団																																																																																																																			

# 1.災害時配備体制の変更に係る表記の修正

## 【風水害編】第2章災害応急対策計画、第1節 阿見町の災害対策組織

ページ	現行	修正後												
風水害-17	<p>第1節 阿見町の災害対策組織</p> <p>町及びその他の防災関係機関は、町域に災害が発生した場合や発生のおそれがある場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、町及びその他の防災関係機関は、防災対策の中核機関としてそれぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたる。</p> <table border="1" data-bbox="193 768 892 819"> <tr> <td>実施担当</td> <td>各班</td> </tr> </table> <p>(1) 設置・廃止の判断、通知等</p> <p>1) 町民生活部長又は防災危機管理課長からの状況報告等をふまえて、町長が設置又は廃止を判断する。ただし、町長が不在等の場合は、①副町長、②教育長、③町民生活部長の順に代決する。</p> <p>2) 部長は、災害対策本部設置の必要があると認めたときは、町民生活部長を通じて町長に打診する。</p> <p style="text-align: center;">阿見町災害対策本部（風水害）の設置、廃止基準</p> <table border="1" data-bbox="177 1182 1012 1325"> <tr> <td>設置基準</td> <td>① 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準に該当するとき。 ② その他、町長が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td>災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと町長（本部長）が認めたとき</td> </tr> </table>	実施担当	各班	設置基準	① 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準に該当するとき。 ② その他、町長が必要と認めたとき。	廃止基準	災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと町長（本部長）が認めたとき	<p>第1節 阿見町の災害対策組織</p> <p>町及びその他の防災関係機関は、町域に災害が発生した場合や発生のおそれがある場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、町及びその他の防災関係機関は、防災対策の中核機関としてそれぞれ災害対策（警戒）本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたる。</p> <p style="color: red;">1. 阿見町警戒本部の設置等</p> <table border="1" data-bbox="1058 768 1758 819"> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部班</td> </tr> </table> <p style="color: red;">(1) 設置・廃止の判断、通知等</p> <p style="color: red;">1) 町民生活部長又は防災危機管理課長からの状況報告等をふまえて、町民生活部長が設置又は廃止を判断する。</p> <p style="color: red;">2) 部長は、災害対策本部設置の必要があると認めたときは、町民生活部長を通じて町長に打診する。</p> <p style="text-align: center; color: red;">阿見町警戒本部（風水害）の設置、廃止基準</p> <table border="1" data-bbox="1078 1176 1862 1333"> <tr> <td>設置基準</td> <td>① 災害発生の前兆があるとき ② 大雨・洪水・暴風等の警報が発せられたとき ③ その他、町民生活部長が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td>災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと町民生活部長が認めたとき</td> </tr> </table>	実施担当	本部班	設置基準	① 災害発生の前兆があるとき ② 大雨・洪水・暴風等の警報が発せられたとき ③ その他、町民生活部長が必要と認めたとき。	廃止基準	災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと町民生活部長が認めたとき
実施担当	各班													
設置基準	① 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準に該当するとき。 ② その他、町長が必要と認めたとき。													
廃止基準	災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと町長（本部長）が認めたとき													
実施担当	本部班													
設置基準	① 災害発生の前兆があるとき ② 大雨・洪水・暴風等の警報が発せられたとき ③ その他、町民生活部長が必要と認めたとき。													
廃止基準	災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと町民生活部長が認めたとき													

# 1.災害時配備体制の変更に係る表記の修正

## 【風水害編】第2章災害応急対策計画、第1節 阿見町の災害対策組織

ページ	現行	修正後
風水害-17	<p>(2) その他 本部設置等の通知、本部室等の設置、職員の配置、本部の組織、本部員会議、本部の標識、情報連絡系統、現地災害対策本部等については、地震災害編・第2章・第1節「第2 災害対策本部の設置・運営」（地震-42）に準ずる。</p>	<p>(2) その他 本部設置等の通知、本部室等の設置、職員の配置、本部の組織、本部員会議、本部の標識、情報連絡系統、現地災害対策本部等については、地震災害編・第2章・第1節「第2 災害対策（警戒）本部の設置・運営」（地震-42）に準ずる。</p> <p>2. 阿見町災害対策本部の設置等</p> <p>(1) 設置・廃止の判断、通知等 1) 町民生活部長又は防災危機管理課長からの状況報告等をふまえて、町長が設置又は廃止を判断する。 ただし、町長が不在等の場合は、①副町長、②教育長、③町民生活部長の順に代決する。 2) 各部長は、災害対策本部設置の必要があると認めたときは、町民生活部長を通じて町長に打診する。 (略)</p>



# 1.災害時配備体制の変更に係る表記の修正

## 【風水害編】第2章災害応急対策計画、第1節 阿見町の災害対策組織

ページ	現行	修正後																												
風水害-19	<p style="text-align: center;">風水害時の配備基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 30%;">判断基準</th> <th style="width: 55%;">配備職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意配備体制</td> <td>(1) 大雨・洪水・強風等の注意報、竜巻注意情報が発せられたとき。 (略)</td> <td>防災危機管理課の職員をもって、災害警戒に備える体制とする。</td> </tr> <tr> <td>警戒配備体制</td> <td>(1) 災害発生の前兆があるとき。 (略)</td> <td>警戒配備職員をもって、災害発生に備える体制とする。</td> </tr> <tr> <td>第1非常配備体制</td> <td>(1) 小規模の被害が予想されるとき。 (略)</td> <td>災害対策関係課および管理職級以上の職員を持って被害に対処する体制とする。(所属する職員のおおむね1/5を配備)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	判断基準	配備職員	注意配備体制	(1) 大雨・洪水・強風等の注意報、竜巻注意情報が発せられたとき。 (略)	防災危機管理課の職員をもって、災害警戒に備える体制とする。	警戒配備体制	(1) 災害発生の前兆があるとき。 (略)	警戒配備職員をもって、災害発生に備える体制とする。	第1非常配備体制	(1) 小規模の被害が予想されるとき。 (略)	災害対策関係課および管理職級以上の職員を持って被害に対処する体制とする。(所属する職員のおおむね1/5を配備)	<p style="text-align: center;">風水害時の配備基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 30%;">判断基準</th> <th style="width: 35%;">配備職員</th> <th style="width: 20%;">本設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意配備体制</td> <td>(1) 大雨・洪水・強風等の注意報、竜巻注意情報が発せられたとき。 (略)</td> <td>・ 防災危機管理課の職員</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>警戒配備体制</td> <td>(1) 災害発生の前兆があるとき。 (略)</td> <td>(注意配備体制に加え) ・ 町長、副町長、教育長、各部長 ・ 各部長が指名する職員</td> <td style="text-align: center;">警戒本部</td> </tr> <tr> <td>第1非常配備体制</td> <td>(1) 小規模の被害が予想されるとき。 (略)</td> <td>(警戒配備体制に加え) ・ 課長等 ・ 各課長等が指名する職員</td> <td style="text-align: center;">災害対策本部</td> </tr> </tbody> </table>	種別	判断基準	配備職員	本設置	注意配備体制	(1) 大雨・洪水・強風等の注意報、竜巻注意情報が発せられたとき。 (略)	・ 防災危機管理課の職員	-	警戒配備体制	(1) 災害発生の前兆があるとき。 (略)	(注意配備体制に加え) ・ 町長、副町長、教育長、各部長 ・ 各部長が指名する職員	警戒本部	第1非常配備体制	(1) 小規模の被害が予想されるとき。 (略)	(警戒配備体制に加え) ・ 課長等 ・ 各課長等が指名する職員	災害対策本部
種別	判断基準	配備職員																												
注意配備体制	(1) 大雨・洪水・強風等の注意報、竜巻注意情報が発せられたとき。 (略)	防災危機管理課の職員をもって、災害警戒に備える体制とする。																												
警戒配備体制	(1) 災害発生の前兆があるとき。 (略)	警戒配備職員をもって、災害発生に備える体制とする。																												
第1非常配備体制	(1) 小規模の被害が予想されるとき。 (略)	災害対策関係課および管理職級以上の職員を持って被害に対処する体制とする。(所属する職員のおおむね1/5を配備)																												
種別	判断基準	配備職員	本設置																											
注意配備体制	(1) 大雨・洪水・強風等の注意報、竜巻注意情報が発せられたとき。 (略)	・ 防災危機管理課の職員	-																											
警戒配備体制	(1) 災害発生の前兆があるとき。 (略)	(注意配備体制に加え) ・ 町長、副町長、教育長、各部長 ・ 各部長が指名する職員	警戒本部																											
第1非常配備体制	(1) 小規模の被害が予想されるとき。 (略)	(警戒配備体制に加え) ・ 課長等 ・ 各課長等が指名する職員	災害対策本部																											

# 1.災害時配備体制の変更に係る表記の修正

## 【風水害編】第2章災害応急対策計画、第1節 阿見町の災害対策組織

ページ	現行	修正後																					
風水害-19	<p style="text-align: center;">風水害時の配備基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 35%;">判断基準</th> <th style="width: 50%;">配備職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第2 非常配備体制</td> <td>(1) 中規模の被害が予想される時。(略)</td> <td>所属する職員のおおむね1/2をもって被害に対処する体制とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3 非常配備体制</td> <td>(1) 大規模な被害が予想される時。(略)</td> <td>全職員をもって被害に対処する体制とする。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	判断基準	配備職員	第2 非常配備体制	(1) 中規模の被害が予想される時。(略)	所属する職員のおおむね1/2をもって被害に対処する体制とする。	第3 非常配備体制	(1) 大規模な被害が予想される時。(略)	全職員をもって被害に対処する体制とする。	<p style="text-align: center;">風水害時の配備基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 35%;">判断基準</th> <th style="width: 30%;">配備職員</th> <th style="width: 10%;">本設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第2 非常配備体制</td> <td>(1) 中規模の被害が予想される時。(略)</td> <td>(第1 非常配備体制に加え) ・係長以上 ・各課長等が指名する職員</td> <td style="text-align: center;">災害対策本部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3 非常配備体制</td> <td>(1) 大規模な被害が予想される時。(略)</td> <td>・全 職 員</td> <td style="text-align: center;">災害対策本部</td> </tr> </tbody> </table>	種別	判断基準	配備職員	本設置	第2 非常配備体制	(1) 中規模の被害が予想される時。(略)	(第1 非常配備体制に加え) ・係長以上 ・各課長等が指名する職員	災害対策本部	第3 非常配備体制	(1) 大規模な被害が予想される時。(略)	・全 職 員	災害対策本部
種別	判断基準	配備職員																					
第2 非常配備体制	(1) 中規模の被害が予想される時。(略)	所属する職員のおおむね1/2をもって被害に対処する体制とする。																					
第3 非常配備体制	(1) 大規模な被害が予想される時。(略)	全職員をもって被害に対処する体制とする。																					
種別	判断基準	配備職員	本設置																				
第2 非常配備体制	(1) 中規模の被害が予想される時。(略)	(第1 非常配備体制に加え) ・係長以上 ・各課長等が指名する職員	災害対策本部																				
第3 非常配備体制	(1) 大規模な被害が予想される時。(略)	・全 職 員	災害対策本部																				

# 2. 災害危険区域内にある要配慮者施設の指定

## 【資料編】資料22 災害危険区域一覧

ページ	現行	修正後																																																																																																																																																																																																																																																																															
資料-47	<p>資料22 災害危険区域一覧 (1) 土砂災害警戒区域</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>箇所番号</th> <th>箇所名</th> <th>自然現象の区分</th> <th>特別警戒区域</th> <th>告示年月日</th> <th>要配慮者施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>443-I-001</td><td>阿見立ノ越</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td><td>H23. 3. 3</td><td>無し</td></tr> <tr><td>443-I-002</td><td>青宿-1</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-I-003</td><td>青宿-2</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-I-004</td><td>青宿-3</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-I-005</td><td>青宿-4</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-I-006</td><td>廻戸-2</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-I-007</td><td>廻戸-3</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-I-008</td><td>大室曙</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-I-009</td><td>竹来</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-I-010</td><td>島津</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-I-011</td><td>追原</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-I-012</td><td>塙</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-I-013</td><td>阿見</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-I-014</td><td>青宿-6</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-II-001</td><td>青宿-5</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-II-002</td><td>廻戸-1</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-III-001</td><td>竹来-2</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 浸水想定区域</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>水系</th> <th>河川</th> <th>想定現象</th> <th>指定年月日</th> <th>要配慮者施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利根川</td> <td>霞ヶ浦 (洪水予報河川)</td> <td>霞ヶ浦のはん濫</td> <td>H28. 8. 18</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>利根川</td> <td>桜川 (洪水予報河川)</td> <td>桜川のはん濫</td> <td>H29. 9. 28</td> <td>無し</td> </tr> </tbody> </table>	箇所番号	箇所名	自然現象の区分	特別警戒区域	告示年月日	要配慮者施設等	443-I-001	阿見立ノ越	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 3	無し	443-I-002	青宿-1	〃	○	〃	〃	443-I-003	青宿-2	〃	○	〃	〃	443-I-004	青宿-3	〃	○	〃	〃	443-I-005	青宿-4	〃	○	〃	〃	443-I-006	廻戸-2	〃	○	〃	〃	443-I-007	廻戸-3	〃	○	〃	〃	443-I-008	大室曙	〃	○	〃	〃	443-I-009	竹来	〃	○	〃	〃	443-I-010	島津	〃	○	〃	〃	443-I-011	追原	〃	○	〃	〃	443-I-012	塙	〃	○	〃	〃	443-I-013	阿見	〃	○	〃	〃	443-I-014	青宿-6	〃	○	〃	〃	443-II-001	青宿-5	〃	○	〃	〃	443-II-002	廻戸-1	〃	○	〃	〃	443-III-001	竹来-2	〃	○	〃	〃	水系	河川	想定現象	指定年月日	要配慮者施設等	利根川	霞ヶ浦 (洪水予報河川)	霞ヶ浦のはん濫	H28. 8. 18	無し	利根川	桜川 (洪水予報河川)	桜川のはん濫	H29. 9. 28	無し	<p>資料22 災害危険区域一覧 (1)土砂災害警戒区域</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>箇所番号</th> <th>箇所名</th> <th>自然現象の区分</th> <th>特別警戒区域</th> <th>告示年月日</th> <th>要配慮者施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>443-I-001</td><td>阿見立ノ越</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>○</td><td>H23. 3. 3</td><td>無し</td></tr> <tr><td>443-I-002</td><td>青宿-1</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-I-003</td><td>青宿-2</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-I-004</td><td>青宿-3</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-I-005</td><td>青宿-4</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>有り</td></tr> <tr><td>443-I-006</td><td>廻戸-2</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-I-007</td><td>廻戸-3</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>無し</td></tr> <tr><td>443-I-008</td><td>大室曙</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-I-009</td><td>竹来</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-I-010</td><td>島津</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-I-011</td><td>追原</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-I-012</td><td>塙</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-I-013</td><td>阿見</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-I-014</td><td>青宿-6</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-II-001</td><td>青宿-5</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-II-002</td><td>廻戸-1</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>443-III-001</td><td>竹来-2</td><td>〃</td><td>○</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 浸水想定区域</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>水系</th> <th>河川</th> <th>想定現象</th> <th>指定年月日</th> <th>要配慮者施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利根川</td> <td>霞ヶ浦 (洪水予報河川)</td> <td>霞ヶ浦のはん濫</td> <td>H28. 8. 18</td> <td>有り</td> </tr> <tr> <td>利根川</td> <td>桜川 (洪水予報河川)</td> <td>桜川のはん濫</td> <td>H29. 9. 28</td> <td>有り</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 土砂災害警戒区域・浸水想定区域にある要配慮者利用施設</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>箇所(河川)名</th> <th>施設所在地</th> <th>区域種別</th> <th>避難確保計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キッズルームばんびーに阿見館</td> <td>青宿-4</td> <td>阿見町青宿666</td> <td>土砂災害警戒区域</td> <td>有り</td> </tr> <tr> <td>福祉センターまほろば</td> <td>廻戸-2</td> <td>阿見町廻戸372</td> <td>土砂災害警戒区域</td> <td>有り</td> </tr> <tr> <td>にこちゃんランド</td> <td>霞ヶ浦・桜川</td> <td>阿見町阿見246</td> <td>浸水想定区域</td> <td>有り</td> </tr> <tr> <td>デイサービスめだかの学校</td> <td>霞ヶ浦</td> <td>阿見町掛馬1567-1</td> <td>浸水想定区域</td> <td>有り</td> </tr> </tbody> </table>	箇所番号	箇所名	自然現象の区分	特別警戒区域	告示年月日	要配慮者施設等	443-I-001	阿見立ノ越	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 3	無し	443-I-002	青宿-1	〃	○	〃	〃	443-I-003	青宿-2	〃	○	〃	〃	443-I-004	青宿-3	〃	○	〃	〃	443-I-005	青宿-4	〃	○	〃	有り	443-I-006	廻戸-2	〃	○	〃	〃	443-I-007	廻戸-3	〃	○	〃	無し	443-I-008	大室曙	〃	○	〃	〃	443-I-009	竹来	〃	○	〃	〃	443-I-010	島津	〃	○	〃	〃	443-I-011	追原	〃	○	〃	〃	443-I-012	塙	〃	○	〃	〃	443-I-013	阿見	〃	○	〃	〃	443-I-014	青宿-6	〃	○	〃	〃	443-II-001	青宿-5	〃	○	〃	〃	443-II-002	廻戸-1	〃	○	〃	〃	443-III-001	竹来-2	〃	○	〃	〃	水系	河川	想定現象	指定年月日	要配慮者施設等	利根川	霞ヶ浦 (洪水予報河川)	霞ヶ浦のはん濫	H28. 8. 18	有り	利根川	桜川 (洪水予報河川)	桜川のはん濫	H29. 9. 28	有り	施設の名称	箇所(河川)名	施設所在地	区域種別	避難確保計画	キッズルームばんびーに阿見館	青宿-4	阿見町青宿666	土砂災害警戒区域	有り	福祉センターまほろば	廻戸-2	阿見町廻戸372	土砂災害警戒区域	有り	にこちゃんランド	霞ヶ浦・桜川	阿見町阿見246	浸水想定区域	有り	デイサービスめだかの学校	霞ヶ浦	阿見町掛馬1567-1	浸水想定区域	有り
箇所番号	箇所名	自然現象の区分	特別警戒区域	告示年月日	要配慮者施設等																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-001	阿見立ノ越	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 3	無し																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-002	青宿-1	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-003	青宿-2	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-004	青宿-3	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-005	青宿-4	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-006	廻戸-2	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-007	廻戸-3	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-008	大室曙	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-009	竹来	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-010	島津	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-011	追原	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-012	塙	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-013	阿見	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-014	青宿-6	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-II-001	青宿-5	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-II-002	廻戸-1	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-III-001	竹来-2	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
水系	河川	想定現象	指定年月日	要配慮者施設等																																																																																																																																																																																																																																																																													
利根川	霞ヶ浦 (洪水予報河川)	霞ヶ浦のはん濫	H28. 8. 18	無し																																																																																																																																																																																																																																																																													
利根川	桜川 (洪水予報河川)	桜川のはん濫	H29. 9. 28	無し																																																																																																																																																																																																																																																																													
箇所番号	箇所名	自然現象の区分	特別警戒区域	告示年月日	要配慮者施設等																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-001	阿見立ノ越	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 3	無し																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-002	青宿-1	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-003	青宿-2	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-004	青宿-3	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-005	青宿-4	〃	○	〃	有り																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-006	廻戸-2	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-007	廻戸-3	〃	○	〃	無し																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-008	大室曙	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-009	竹来	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-010	島津	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-011	追原	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-012	塙	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-013	阿見	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-I-014	青宿-6	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-II-001	青宿-5	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-II-002	廻戸-1	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
443-III-001	竹来-2	〃	○	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																												
水系	河川	想定現象	指定年月日	要配慮者施設等																																																																																																																																																																																																																																																																													
利根川	霞ヶ浦 (洪水予報河川)	霞ヶ浦のはん濫	H28. 8. 18	有り																																																																																																																																																																																																																																																																													
利根川	桜川 (洪水予報河川)	桜川のはん濫	H29. 9. 28	有り																																																																																																																																																																																																																																																																													
施設の名称	箇所(河川)名	施設所在地	区域種別	避難確保計画																																																																																																																																																																																																																																																																													
キッズルームばんびーに阿見館	青宿-4	阿見町青宿666	土砂災害警戒区域	有り																																																																																																																																																																																																																																																																													
福祉センターまほろば	廻戸-2	阿見町廻戸372	土砂災害警戒区域	有り																																																																																																																																																																																																																																																																													
にこちゃんランド	霞ヶ浦・桜川	阿見町阿見246	浸水想定区域	有り																																																																																																																																																																																																																																																																													
デイサービスめだかの学校	霞ヶ浦	阿見町掛馬1567-1	浸水想定区域	有り																																																																																																																																																																																																																																																																													

# 3. 地区防災計画の新規策定

## 【資料編】資料28地区防災計画策定地区一覧

ページ	現行	修正後																																																																																																																								
資料-58	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>地区名</th> <th>策定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>立ノ越地区</td><td>平成29年3月</td></tr> <tr><td>2</td><td>青宿地区</td><td>平成29年3月</td></tr> <tr><td>3</td><td>新町地区</td><td>平成29年3月</td></tr> <tr><td>4</td><td>廻戸地区</td><td>平成29年3月</td></tr> <tr><td>5</td><td>霞台地区</td><td>平成30年3月</td></tr> <tr><td>6</td><td>大室地区</td><td>平成30年3月</td></tr> <tr><td>7</td><td>曙東地区</td><td>平成30年3月</td></tr> <tr><td>8</td><td>追原地区</td><td>平成30年3月</td></tr> <tr><td>9</td><td>南島津地区</td><td>平成30年3月</td></tr> <tr><td>10</td><td>竹来地区</td><td>平成30年3月</td></tr> <tr><td>11</td><td>上吉原</td><td>平成31年3月</td></tr> <tr><td>12</td><td>中吉原</td><td>平成31年3月</td></tr> <tr><td>13</td><td>下吉原</td><td>平成31年3月</td></tr> <tr><td>14</td><td>新山</td><td>平成31年3月</td></tr> <tr><td>15</td><td>福田</td><td>平成31年3月</td></tr> <tr><td>16</td><td>大砂</td><td>平成31年3月</td></tr> </tbody> </table>	No.	地区名	策定年月日	1	立ノ越地区	平成29年3月	2	青宿地区	平成29年3月	3	新町地区	平成29年3月	4	廻戸地区	平成29年3月	5	霞台地区	平成30年3月	6	大室地区	平成30年3月	7	曙東地区	平成30年3月	8	追原地区	平成30年3月	9	南島津地区	平成30年3月	10	竹来地区	平成30年3月	11	上吉原	平成31年3月	12	中吉原	平成31年3月	13	下吉原	平成31年3月	14	新山	平成31年3月	15	福田	平成31年3月	16	大砂	平成31年3月	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>地区名</th> <th>策定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>立ノ越地区</td><td>平成29年3月</td></tr> <tr><td>2</td><td>青宿地区</td><td>平成29年3月</td></tr> <tr><td>3</td><td>新町地区</td><td>平成29年3月</td></tr> <tr><td>4</td><td>廻戸地区</td><td>平成29年3月</td></tr> <tr><td>5</td><td>霞台地区</td><td>平成30年3月</td></tr> <tr><td>6</td><td>大室地区</td><td>平成30年3月</td></tr> <tr><td>7</td><td>曙東地区</td><td>平成30年3月</td></tr> <tr><td>8</td><td>追原地区</td><td>平成30年3月</td></tr> <tr><td>9</td><td>南島津地区</td><td>平成30年3月</td></tr> <tr><td>10</td><td>竹来地区</td><td>平成30年3月</td></tr> <tr><td>11</td><td>上吉原</td><td>平成31年3月</td></tr> <tr><td>12</td><td>中吉原</td><td>平成31年3月</td></tr> <tr><td>13</td><td>下吉原</td><td>平成31年3月</td></tr> <tr><td>14</td><td>新山</td><td>平成31年3月</td></tr> <tr><td>15</td><td>福田</td><td>平成31年3月</td></tr> <tr><td>16</td><td>大砂</td><td>平成31年3月</td></tr> <tr><td>17</td><td>岡崎</td><td>令和2年3月</td></tr> <tr><td>18</td><td>中郷東</td><td>令和2年3月</td></tr> <tr><td>19</td><td>二区南</td><td>令和2年3月</td></tr> <tr><td>20</td><td>レイクサイドタウン</td><td>令和2年3月</td></tr> <tr><td>21</td><td>下小池</td><td>令和2年3月</td></tr> <tr><td>22</td><td>南平台 1～3丁目</td><td>令和2年3月</td></tr> </tbody> </table>	No.	地区名	策定年月日	1	立ノ越地区	平成29年3月	2	青宿地区	平成29年3月	3	新町地区	平成29年3月	4	廻戸地区	平成29年3月	5	霞台地区	平成30年3月	6	大室地区	平成30年3月	7	曙東地区	平成30年3月	8	追原地区	平成30年3月	9	南島津地区	平成30年3月	10	竹来地区	平成30年3月	11	上吉原	平成31年3月	12	中吉原	平成31年3月	13	下吉原	平成31年3月	14	新山	平成31年3月	15	福田	平成31年3月	16	大砂	平成31年3月	17	岡崎	令和2年3月	18	中郷東	令和2年3月	19	二区南	令和2年3月	20	レイクサイドタウン	令和2年3月	21	下小池	令和2年3月	22	南平台 1～3丁目	令和2年3月
	No.	地区名	策定年月日																																																																																																																							
	1	立ノ越地区	平成29年3月																																																																																																																							
	2	青宿地区	平成29年3月																																																																																																																							
	3	新町地区	平成29年3月																																																																																																																							
	4	廻戸地区	平成29年3月																																																																																																																							
	5	霞台地区	平成30年3月																																																																																																																							
	6	大室地区	平成30年3月																																																																																																																							
	7	曙東地区	平成30年3月																																																																																																																							
	8	追原地区	平成30年3月																																																																																																																							
	9	南島津地区	平成30年3月																																																																																																																							
	10	竹来地区	平成30年3月																																																																																																																							
	11	上吉原	平成31年3月																																																																																																																							
	12	中吉原	平成31年3月																																																																																																																							
	13	下吉原	平成31年3月																																																																																																																							
	14	新山	平成31年3月																																																																																																																							
	15	福田	平成31年3月																																																																																																																							
	16	大砂	平成31年3月																																																																																																																							
	No.	地区名	策定年月日																																																																																																																							
	1	立ノ越地区	平成29年3月																																																																																																																							
	2	青宿地区	平成29年3月																																																																																																																							
	3	新町地区	平成29年3月																																																																																																																							
4	廻戸地区	平成29年3月																																																																																																																								
5	霞台地区	平成30年3月																																																																																																																								
6	大室地区	平成30年3月																																																																																																																								
7	曙東地区	平成30年3月																																																																																																																								
8	追原地区	平成30年3月																																																																																																																								
9	南島津地区	平成30年3月																																																																																																																								
10	竹来地区	平成30年3月																																																																																																																								
11	上吉原	平成31年3月																																																																																																																								
12	中吉原	平成31年3月																																																																																																																								
13	下吉原	平成31年3月																																																																																																																								
14	新山	平成31年3月																																																																																																																								
15	福田	平成31年3月																																																																																																																								
16	大砂	平成31年3月																																																																																																																								
17	岡崎	令和2年3月																																																																																																																								
18	中郷東	令和2年3月																																																																																																																								
19	二区南	令和2年3月																																																																																																																								
20	レイクサイドタウン	令和2年3月																																																																																																																								
21	下小池	令和2年3月																																																																																																																								
22	南平台 1～3丁目	令和2年3月																																																																																																																								